

## まんのう町共同募金委員会地域福祉活動助成事業 募集要領

### 1 目的

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進するために、地域を良くしていこうと活動する社会福祉協議会、地域コミュニティ組織、また福祉団体やボランティア団体などの地域福祉活動事業を支援する

### 2 募集要件

- (1) 地域福祉を目的とする事業の運営がなされていること
- (2) 地区社会福祉協議会や地域コミュニティ組織、町内で草の根的に活動する福祉団体やボランティア団体等の法人またはこれに準ずる組織として運営がなされていること
- (3) 設立後1年以上継続した活動実績を有すること
- (4) 自己財源が乏しく、助成を必要とするもの
- (5) 共同募金助成事業であることを明記し、効果的な広報を行うことができること

### 3 欠格要件

- (1) 委員会が行う活動事業に関する資料提供等に対し、的確で適切に応じないもの
- (2) 具体的な目的がないまま相当の繰越金を有するもの
- (3) 経理状況が極めて不良と認められるもの
- (4) 過去5年間において不適正な管理運営がなされていたもの

### 4 対象事業

- (1) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動事業
- (2) 推進委員会や小地域での福祉推進のための活動事業
- (3) 地域福祉を目的とした福祉団体やボランティア団体などの活動事業

### 5 対象としない事業及び経費

- (1) 交流会等の飲食経費
- (2) 団体の運営費（人件費を含む）
- (3) 第三者に助成又は委託する事業
- (4) 国または地方公共団体が経営し、またその責任に属するとみなされる事業
- (5) 設立後1年を経過しない施設、団体の事業  
ただし、特に必要性が認められる場合はこの限りでない
- (6) 活動の対象が一般に開放されず限定されており、社会福祉の性格が明らかでない事業
- (7) 社会福祉を目的としても、政治、宗教、組合等の手段として行う事業
- (8) 営利のために行っているとみなされる事業
- (9) 介護保険事業
- (10) 借入金の返済・負債整理の事業
- (11) 土地の購入及び造成事業
- (12) 助成決定前に既に購入又は実施している事業
- (13) 助成による効果が期待できない事業
- (14) 他の補助金（公的融資を含む）との重複助成や他の財源をもって実施することが適当と認められる事業

6 助成率

対象事業費の4分の3以内

但し、実施団体が、福祉活動を展開するために資本金を必要とし、資本金に委ねざるを得ないと会長が認めた事業については、対象事業を特認事業として全額助成することができる

7 助成事業の決定

審査委員会において助成の可否等の決定をする

8 募集方法

原則として公募で行う（社協広報誌・町広報放送・社協ホームページ等で募集）

9 募集期間

令和3年4月1日（木）～同年5月13日（木）

10 申込先及び問い合わせ

まんのう町共同募金委員会事務局 まんのう町生間415-1（役場仲南支所内）

まんのう町社会福祉協議会 Tel (0877) 77-2991

Fax (0877) 77-2992

(担当：田原)